

議会運営委員会
 全員協議会

協議事項

令和2.11.10(火) 午前10時
 午後1時30分

1 物品購入契約締結について(追認)(小学校教師用指導書)

2 第5回市議会定例会の運営について

(1) 諸般の報告事項

監報第17・18号 …2件 定期監査、例月出納検査結果報告
 報第24号 …1件 専決処分の報告(法第180条関係)

(2) 議決事件について

ア 市長提出事件

自 第113号議案	} 28件	} 予 算 9件
至 第140号議案		

(3) 討論について

通告書の提出期限 …… 12月4日(金) 正午

(4) 市政に対する質問について(9月25日の議運で内定)

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	6人
市民クラブ	—	2人
創造浜松	1人	1人
公明党	1人	1人
日本共産党浜松市議団	1人	—
浜松市政向上委員会	—	1人
	4人	11人

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
11月30日(月)	4人	—
12月1日(火)	—	6人
12月2日(水)	—	5人
	4人	11人

ウ 質問通告期限 ……11月19日(木) 正午

エ 発言順序

	代表質問	一般質問
1 日 目	1 自由民主党浜松	
	2 創造浜松	
	3 公明党	
	4 日本共産党浜松市議団	
2 日 目		1 市民クラブ
		2 自由民主党浜松
		3 市政向上委員会
		4 自由民主党浜松
		5 公明党
		6 自由民主党浜松
3 日 目		7 自由民主党浜松
		8 創造浜松
		9 自由民主党浜松
		10 市民クラブ
		11 自由民主党浜松

(5) 会期について

自 11月17日(火) } の28日間
至 12月14日(月)

(6) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について(別紙)

3 追加予定議案等について

4 請願・意見書等の提出について

4 請願・意見書等の提出について（別冊）

- (1) 安心して医療が受けられ、健康が守られるように国民健康保険料の改善を求める請願
（浜松・国民健康保険を良くする会 代表世話人 足田朋広さん、堀内慶一さんほか提出）
- (2) 子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
（子どもと教育を考える浜松市民会議 代表者 小笠原里夏さんほか提出）
- (3) 別居・離婚後の子供の適切な養育環境の確保に関する意見書の提出に関する陳情
（安藤成人さん提出）
- (4) 民間建築物に係るアスベスト調査及び除去等工事に関する補助の継続を求める意見書
（自由民主党浜松提出）
- (5) 外国資本による土地売買の規制に関する法整備を求める意見書
（自由民主党浜松提出）
- (6) 建設残土の不適切な処理に対する法的措置を求める意見書
（市民クラブ提出）
- (7) 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援策の強化を求める意見書
（創造浜松提出）
- (8) 災害を受けた中山間地域の生活維持に関する対策の推進を求める意見書
（創造浜松提出）
- (9) 犯罪被害者支援の充実を求める意見書
（公明党提出）
- (10) 核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書
（日本共産党浜松市議団提出）
- (11) 日本学術会議会員の任命拒否撤回を求める意見書
（日本共産党浜松市議団提出）

物品購入契約締結について（追認）（小学校教師用指導書）

（提案理由）

令和2年度小学校における教科書採択替え実施に伴う教師用指導書について、議会の議決を得ず物品購入契約を締結したため、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
小学校教師用指導書	通常学級用指導書一式 発達学級用指導書一式	45,360,260円	特定調達 随意契約	浜松市中区 連尺町309番地の1 株式会社谷島屋 代表取締役社長 斉藤 晋一郎

（整備数）

西小学校外20校

教師用指導書 1,725冊

国語	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	保健体育	英語	道徳
559冊	182冊	177冊	176冊	346冊	112冊	56冊	111冊	6冊

（契約の概要）

・契約日 令和2年3月24日

・納入期限等

前期分 令和2年4月24日納入完了（36,814,360円）

後期分 令和2年8月31日納入完了（2,302,300円）

新学年分 令和3年3月31日納入予定（6,243,600円）

日程表（内定・追加）

（会期 自 11月17日（火） の28日間
至 12月14日（月））

令和2年11月定例会

月 日	曜日	会議名	開議時刻	会議場所	会議の内容	備考
11月10日	火	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 第5回定例会の運営について 2 その他	○招集告示 ○議案配付
		全員協議会	午後1時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
11日	水					
12日	木					
13日	金					
14日	(土)					
15日	(日)					
16日	月					
17日	火	本 会 議	午前10時	議 場	1 諸般の報告 2 議案上程・説明・休憩（議案説明会） ・質疑・委員会付託 3 その他	
18日	水	行財政改革・大都市制度 調査特別委員会	午後1時30分	第1委員会室	各種報告事項について	
19日	木					※質問通告期限…正午
20日	金					
21日	(土)					
22日	(日)					
23日	(月)					【勤労感謝の日】
24日	火					
25日	水					
26日	木					
27日	金	議会運営委員会	午後1時30分	第1委員会室	1 本会議2日目から4日目までの運営に ついて 2 意見書等の調整について 3 その他	
28日	(土)					
29日	(日)					
30日	月	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	代表質問	
12月1日	火	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	
2日	水	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	
3日	木	総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 都市民文教委	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	付託議案審査	
4日	金					※討論通告期限…正午
5日	(土)					
6日	(日)					
7日	月					
8日	火					
9日	水					
10日	木					
11日	金	議会運営委員会	午前10時	第1委員会室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
12日	(土)					
13日	(日)					
14日	月	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	1 委員長報告・質疑・（討論）・採決 2 その他	

議 事 日 程 (第 17号)

令和2年11月17日(火) 午前10時開議

- | | | |
|-----|-----------|--------------------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員指名 | |
| 第 2 | 会期の決定について | |
| 第 3 | 第 113号 議案 | 令和2年度浜松市一般会計補正予算(第7号) |
| 第 4 | 第 114号 議案 | 令和2年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 第 5 | 第 115号 議案 | 令和2年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 第 6 | 第 116号 議案 | 令和2年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) |
| 第 7 | 第 117号 議案 | 令和2年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算(第1号) |
| 第 8 | 第 118号 議案 | 令和2年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) |
| 第 9 | 第 119号 議案 | 令和2年度浜松市病院事業会計補正予算(第4号) |
| 第10 | 第 120号 議案 | 令和2年度浜松市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 第11 | 第 121号 議案 | 令和2年度浜松市下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 第12 | 第 122号 議案 | 浜松市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 第13 | 第 123号 議案 | 当せん金付証券の発売について |
| 第14 | 第 124号 議案 | 浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について |
| 第15 | 第 125号 議案 | 工事請負契約の一部変更について
((国) 473号 (仮称) 新々原田橋左岸栈道橋工事) |
| 第16 | 第 126号 議案 | 物品購入契約締結について(追認)
(小学校教師用指導書) |
| 第17 | 第 127号 議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市茶室) |
| 第18 | 第 128号 議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター) |
| 第19 | 第 129号 議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市天竜体育館ほか3施設) |
| 第20 | 第 130号 議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市舞阪総合体育館、浜松市舞阪乙女園グラウンド) |
| 第21 | 第 131号 議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市水窪総合体育館) |
| 第22 | 第 132号 議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市天竜B&G海洋センター) |
| 第23 | 第 133号 議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市雄踏文化センター) |

- | | | |
|-----|---------|--------------------------------------|
| 第24 | 第134号議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市立賀茂真淵記念館) |
| 第25 | 第135号議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市福祉交流センター) |
| 第26 | 第136号議案 | 指定管理者の指定について
(浜松医療センター) |
| 第27 | 第137号議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市総合産業展示館) |
| 第28 | 第138号議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市国民宿舎奥浜名湖) |
| 第29 | 第139号議案 | 指定管理者の指定について
(舘山寺総合公園) |
| 第30 | 第140号議案 | 指定管理者の指定について
(浜松市立北図書館、浜松市立都田図書館) |

議 事 の 順 序 (第1日)

令和2年11月17日(火) 午前10時開会

1 開 会 の 宣 告

2 開 議 の 宣 告

3 諸 般 の 報 告… { 監報第17・18号 定期監査、例月出納検査結果報告
報 第 24号 専決処分の報告(法第180条関係)

4 会議録署名議員指名

5 会 期 の 決 定

6 議 案 上 程…… { 自 日程第 3 第 113 号 議 案
28 件
至 日程第 30 第 140 号 議 案

(1) 説 明

(休 憩) 議案説明会開催

(2) 質 疑

(3) 委員会付託

7 休 会 の 決 定

8 散 会 の 宣 告

令和2年第5回浜松市議会定例会議案付託件目表

総務委員会

- 第 113 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第7号）
- 第1条（歳入歳出予算の補正）中
 - 第1項
 - 第2項中
 - 歳入予算中
 - 第23款 繰越金
 - 歳出予算中
 - 第2款 総務費中
 - 第1項 総務管理費中
 - 第8目 アセットマネジメント推進費
 - 第12項 徴税费
 - 第3条（債務負担行為の補正）中
 - 市議会だより発行事業費
 - 広報はままつ発行事業費
 - ラジオ・テレビ番組制作及び放送事業費
 - ケーブルテレビ広報番組制作業務委託費
 - 文書送達業務委託費
 - 本庁舎守衛業務委託費
 - 本庁舎等清掃業務委託費
 - 本庁舎本館議場照明更新事業費
 - ICT調達支援業務委託費
 - クラウド基盤運用管理業務委託費
 - 住民情報システムクラウドサービス関連事業費
 - 市税の口座振替、還付振込及び領収済通知書入力データ作成業務委託費
 - 和地協働センター附設体育館他8施設公共建築物長寿命化推進事業費
 - 引佐多目的研修センターユニバーサルデザイン化整備事業費
 - 第4条（地方債の補正）
- 第 123 号議案 当せん金付証券の発売について

厚生保健委員会

第 113 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第7号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金

第19款 県支出金中

第2項 県補助金中

第3目 衛生費県補助金

歳出予算中

第3款 民生費

第4款 衛生費

第2条（繰越明許費）

障害福祉システム事業

第3条（債務負担行為の補正）中

国民年金システム改修業務委託費

障がい者基幹相談支援等業務委託費

子育て情報ポータルサイト管理運営事業費

児童福祉システムソフトウェア等リース料

一時保護所給食調理業務委託費

児童虐待等休日夜間電話対応業務委託費

保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証等作成及び封入封緘業務委託費

雄踏幼稚園非常用発電機更新工事費

第 114 号議案 令和2年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第 115 号議案 令和2年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 116 号議案 令和2年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

第 119 号議案 令和2年度浜松市病院事業会計補正予算（第4号）

第 135 号議案 指定管理者の指定について（浜松市福祉交流センター）

第 136 号議案 指定管理者の指定について（浜松医療センター）

環境経済委員会

第 113 号議案 令和 2 年度浜松市一般会計補正予算 (第 7 号)

第 1 条 (歳入歳出予算の補正) 中

第 2 項中

歳入予算中

第 19 款 県支出金中

第 2 項 県補助金中

第 4 目 農林水産業費県補助金

歳出予算中

第 5 款 労働費

第 6 款 農林水産業費

第 7 款 商工費

第 2 条 (繰越明許費)

森林管理事業 (森林認証推進事業)

林道施設災害復旧事業 (国庫補助事業)

第 3 条 (債務負担行為の補正) 中

東部衛生工場運転管理業務委託費

みどりのリサイクル推進業務委託費

清掃事業用重金属固定剤購入経費

収集びん選別業務委託費

平和破碎処理センター破碎物運搬業務委託費

新卒者向け U I J ターン就職促進業務委託費

はままつトライアルオフィス運営業務委託費

ビーチ・マリンスフェス開催業務委託費

林道白倉山線災害復旧工事費

林道天竜川線 (1 号箇所) 災害復旧工事費

第 117 号議案 令和 2 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 118 号議案 令和 2 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 137 号議案 指定管理者の指定について (浜松市総合産業展示館)

第 138 号議案 指定管理者の指定について (浜松市国民宿舎奥浜名湖)

建設消防委員会

第 113 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第7号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第25款 市債

歳出予算中

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第2条（繰越明許費）

協働センター等管理運営事業

障害福祉システム事業

森林管理事業（森林認証推進事業）

林道施設災害復旧事業（国庫補助事業）を除外

第3条（債務負担行為の補正）中

交通安全施設整備・修繕事業費（国交付金事業）

交通安全施設整備・修繕事業費（単独事業）

道路新設改良事業費（単独事業）

国道257号（金指西）道路改良工事費

市道有玉南初生線バイパス道路改良工事費

国道152号（池島・大原区間）道路改良工事費

舗装長寿命化修繕事業費

橋りょう長寿命化修繕設計業務委託費

国道257号追分橋他5橋橋りょう定期点検業務委託費

県道磐田細江線天竜川橋橋りょう修繕工事費

国道362号本坂トンネル照明設備更新工事費

道路維持修繕事業費（単独事業）

道路構造物点検データ入力業務委託費

道路防災事業費

河川改良事業費（単独事業）

準用河川老ヶ谷川維持修繕工事費

西美蘭都市下水路工事費

万斛庄屋公園整備工事費負担金

消防ヘリコプター操縦士養成事業費負担金

西消防署庄内出張所指令管制システム構築工事費

消防ヘリコプター定期耐空証明検査費

第 120 号議案 令和2年度浜松市水道事業会計補正予算（第1号）

第 121 号議案 令和2年度浜松市下水道事業会計補正予算（第2号）

第 125 号議案 工事請負契約の一部変更について（(国)473号(仮称)新々原田橋左岸栈道橋工事）

第 139 号議案 指定管理者の指定について（舘山寺総合公園）

市民文教委員会

第 113 号議案 令和 2 年度浜松市一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条（歳入歳出予算の補正）中

第 2 項中

歳出予算中

第 2 款 総務費中

第 1 項 総務管理費中

第 16 目 市民協働推進費

第 10 款 教育費

第 2 条（繰越明許費）中

協働センター等管理運営事業

第 3 条（債務負担行為の補正）中

DV相談支援センター電話相談業務委託費

浜松山里いきいき応援隊活動事業費

市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金

遠州灘海浜公園江之島地区整備基本設計業務委託費

美術館企画展開催事業費負担金

秋野不矩美術館特別展開催業務委託費

天竜斎場他 3 斎場火葬業務委託費（天竜斎場、三ヶ日斎場、春野斎場、佐久間・水窪斎場）

通園・通学バス運行业務委託費

外国人子供教育支援推進業務委託費

学校ネットパトロール等調査業務委託費

いじめ電話相談夜間休日対応業務委託費

校外適応指導教室運行业務委託費

コピー用紙購入経費

給食用LPガス購入経費

船越小学校体育器具庫等改築事業費

神久呂小学校既存施設解体移設事業費

神久呂小学校仮設校舎リース料

神久呂小学校北校舎長寿命化改修工事設計業務委託費

第 122 号議案 浜松市過疎地域自立促進計画の変更について

第 124 号議案 浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

第 126 号議案 物品購入契約締結について（追認）（小学校教師用指導書）

第 127 号議案 指定管理者の指定について（浜松市茶室）

第 128 号議案 指定管理者の指定について（浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター）

第 129 号議案 指定管理者の指定について（浜松市天竜体育館ほか 3 施設）

第 130 号議案 指定管理者の指定について（浜松市舞阪総合体育館、浜松市舞阪乙女園グラウンド）

第 131 号議案 指定管理者の指定について（浜松市水窪総合体育館）

第 132 号議案 指定管理者の指定について (浜松市天竜B & G海洋センター)

第 133 号議案 指定管理者の指定について (浜松市雄踏文化センター)

第 134 号議案 指定管理者の指定について (浜松市立賀茂真淵記念館)

第 140 号議案 指定管理者の指定について (浜松市立北図書館、浜松市立都田図書館)

追加提案が見込まれるもの

- 1 条例の一部改正 4件（早期審議・議決をお願いするもの）
 - ・浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について
 - ・浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について
 - ・浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
 - ・浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

- 2 指定管理者の指定について 1件

浜 財 財 第 65 号

令和2年11月10日

浜松市議会議長 鈴木 育男 様

浜松市長 鈴木 康友

1 1月市議会定例会における早期議決依頼について

1 1月市議会定例会に提出を予定している案件のうち下記の案件について、早期の議決を賜りますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1 早期議決依頼案件

- (1) 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正について
- (2) 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- (3) 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

2 早期審議・議決依頼の理由

- (1) 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部改正及び浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職報酬等審議会の答申（令和2年11月10日）を踏まえた対応となるため、一般職に準じ、本年度の期末手当の改定を実施する場合には、条例の改正をお願いするものである。

令和2年12月支給の期末手当については、支給の基準となる同月1日までにその根拠となる浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和31年浜松市条例第47号）及び浜松市特別職の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第37号）を改正し、施行することが必要となる。

(2) 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正及び浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和2年11月4日）を踏まえ、本年度の給与改定を実施するために、条例の改正をお願いするものである。

内容は、公民給与の較差の解消を図るため、期末手当を改定するものである。令和2年12月支給の期末手当については、支給の基準となる同月1日までにその根拠となる浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）及び浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）を改正し、施行することが必要となる。

以上の理由から、早期の審議・議決をお願いするものである。

安心して医療が受けられ、健康が守られるように 国民健康保険料の改善を求める請願

2020年11月2日

浜松市議会議長 鈴木 育男 様

請願者

住所 浜松市中区上島 3-33-6

静岡県西部地区労働組合連合内

TEL(053)-545-9719 FAX(053)-545-9720

団体名 浜松・国民健康保険を良くする会

代表世話人 疋田 朋

堀内 慶

他 4517 筆

4255



紹介議員

酒井 豊実

小黒 啓子

北島 定

落合 勝

【請願趣旨】

多くの市民にとって健康を維持し、元気に生活することは、共通の願いです。

国民健康保険(国保)は「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ことを目的にかかげており、浜松市では10万世帯余、16万人余が国保に加入しています。

しかし、国民健康保険料は、所得のない子どもの分も保険料が計算され、「協会けんぽ」の2倍以上になります。他の政令市と比べ浜松市の保険料は高くなっています。コロナ禍のなかで収入が激減し、加入者から減免の申請もたくさん出されています。

国民皆保険を底辺で支える国保制度をまもり拡充させることは、地方自治の本旨です。

市民の命と健康、くらしと中小業者の営業を守ることで、地域経済と市民生活が豊かになります。だれもが安心して医療を受けられるよう、以下の事項を請願します。

【請願事項】

- 一、 高すぎる国民健康保険料を引き下げてください。
- 一、 子どもの均等割りを廃止・減額して下さい。
- 一、 収入が激減した世帯、生活困窮世帯が利用しやすい減免制度にしてください。
- 一、 他の医療保険と比べて高い国民健康保険料の引き下げを国・県に要望して下さい。



令和2年11月2日

浜松市議会議員 鈴木 育男 様

請願代表者

住所 浜松市中区上島3-33-6

TEL 053(545)9719

氏名 子どもと教育を考える浜松

代表者 小笠原 里夏

外 4066 筆

4033

子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

紹介議員

酒井豊



北島



小黑啓



落合勝



【請願趣旨】

子どもたちが人間として大切にされ、憲法と子どもの権利条約が生きて輝く学校をつくるのがすべての父母・保護者・市民の願いです。どの子にもゆきとどいた教育を保障するために以下のことを請願します。

【請願項目】

1. 教育費の保護者負担を減らしてください。
 - ① 経済的な理由で進学をあきらめる子どもが出ないように必要とするすべての大学、短期大学、専門学校等に対する返済不要の「給付制奨学金」制度を創設してください。
 - ② 子育て支援の観点から、給食費の負担を減らしてください。
 - ③ 小・中学生の保護者へ就学援助制度を周知し、さらに認定基準の緩和、支給費目の拡大をしてください。
2. 教職員を増やしてください。
 - ① 新型コロナウイルス感染防止のためにも、小学校3年まで実施している30人学級を全学年で実現してください。
 - ② 静岡県や静岡市が踏み出したように、浜松式35人学級の「1クラス25人以上」の条件を撤廃してください。
 - ③ 定数内講師は、すべて正規で雇ってください。
3. 特別な支援を必要とするすべての子どもたちに、ゆきとどいた教育を保障してください。
 - ① 発達支援学級の定数8人（情緒学級は7人）を6人に減らしてください。
 - ② 全小・中学校に発達支援学級を設置してください。
 - ③ 中学校区ごとに、通級指導教室を設置してください。
4. 子どもたちに豊かな放課後を保障してください。放課後児童会の支援員・補助員の増員に努めてください。また、支援員・補助員の労働条件改善にも努めてください。
5. 子どもたちのいのちと安全と健康を守り、学ぶ権利を保障するために、学習環境の改善を図ってください。
 - ① 新型コロナウイルス感染から子どもたちを守るための教育条件整備に全力をあげてください。
 - ② 学校建物の老朽化対策や安全対策に取り組んでください。
 - ③ トイレの洋式化・ユニバーサル化をすすめてください。避難所にもなる体育館も、トイレの洋式化・ユニバーサル化をすすめてください。

陳情書



2020年10月30日

(あて先) 浜松市議会議長 様

あんどう しげと

申立人 安藤 成人

住所

電話

第1 陳情の趣旨

地方自治法第99条の規定により、『別居・離婚後の子供の適切な養育環境の確保に関する意見書』を浜松市議会から国に提出してください。

地方自治法第99条において、地方議会は当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができるものと定められています。

2020年10月12日、静岡県議会で本書とほぼ同じ内容の陳情書が採択されました。

これは、私が静岡県議会議員の西原あけみ議員（自民改革会議）に陳情書を送ったところ、静岡県議会で正式に採択されたものです。（67議席全会一致）

別居・離婚による親子断絶を防止するために静岡県議会が動いています。

浜松市議会も動いて下さい。

第2 当事者

私は38歳の男性で、3歳の長女の父親です。

2019年6月7日に最愛の長女（当時2歳）を妻に連れ去られました。

私が長女を連れ戻すと誘拐罪で逮捕されます。

妻の自宅に行ってインターホンを鳴らしただけで不法侵入やストーカーで通報されます。

だから私は長女に自由に会えません。

そうやって時間を稼ぎ、離婚訴訟では「継続性の原則」により、連れ去った方が親権を取ります。

これは「連れ去り勝ち」と呼ばれる手法です。

私は元妻から離婚訴訟を起こされ、2020年8月24日、和解離婚しました。

親権者は母親になりました。

父親である私は親権を失い、法的には親ではなくなりました。

私は離婚がどうこうよりも、長女が父親に会えないことで寂しい思いをさせてしまっていることが何より辛いです。

「わたしにはお父さんがいない」

「わたしはお父さんに捨てられた」

「わたしが悪い子だからお父さんは出て行っちゃったんだ」

長女にこのような寂しい思いをさせてしまって本当に申し訳ないと思っています。

このような精神状態で未成年者の健全な育成ができるわけありません。

しかし、現在の法制度では別居後や離婚後は親子断絶してしまうのが通常です。

別居親が子どもに会いに行けば監護親から不法侵入やストーカーで警察に通報されます。

実の親が実の子供に会いに行くことが犯罪とされています。

離婚しても自由に面会ができるように何とか法整備を整えて欲しいと思っています。

第3 他の地方議会の動き

両親が離婚しようが、別居中であろうが、離婚訴訟中であろうが、親子であることは変わりません。両親が離婚すれば子供はダメージを受けます。そのダメージを最小限に抑えるのが面会交流です。

たとえ両親が離婚したとしても、別居親と子供が頻回に面会していれば、子供は両親から愛情を受けていることを感じて健全に成長してくれます。

米国やヨーロッパなどの外国では別居親の面会交流は年100日程度（月8～9回）が標準プランとなっています。

しかし、日本では月1回2時間が標準プランとなっています。

家庭裁判所に面会交流の審判を申し立てても、調停委員や裁判官から「月1回が相場」と言われるからです。

これでは親子断絶を国が容認しているようなものです。

現在、静岡県を含めた8都道府県・43市町村の計49地方議会で本書のような陳情や請願が採択されて国に対して意見書が送られています。

第4 EU議会の「子の連れ去り」禁止要請決議

2020年7月8日、EU議会より日本政府に対して連れ去り禁止要請の決議がなされました。

日本人と外国人が国際結婚をした夫婦で、離婚紛争が勃発すると日本人の妻は親権欲しさに子供を連れ去って実家に戻ってしまい、そのまま親子断絶してしまいます。

これは児童の権利条約（子供は両親から分離されない）違反であり、親子断絶は子どもへの虐待です。

EU議会決議はそれを禁止するよう日本政府に求めたものです。

ヨーロッパからも日本国内の親子の面会交流についての法整備が求められています。

第5 結語

離婚で子供に会えないのは父親だけではありません。

母親も多数います。

2020年9月16日、厚生労働省記者クラブで行われたのは、別居・離婚して親子断絶している母親たちによる集団デモです。

『子どもに会いたい』

『孫に会いたい』

『ママはここにいます』

『不妊治療を続けやっと授かった子供と暮らせなくなりました』

母親たちの悲痛な叫びは米ワシントン・ポスト紙で報道され、海外メディアも注目しています。

また、『子供に会えないから養育費を払わない』という親も多数おり、これは私個人の問題ではなく、社会全体の問題だと思います。

上記の理由より『別居・離婚後の子供の適切な養育環境の確保に関する意見書』を浜松市議会から国に提出してください。

以上

別居・離婚後の子供の適切な養育環境の確保に関する意見書

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣

本文

人口動態統計によれば、我が国では、平成12年以降、毎年20万組以上の夫婦が離婚し、そのうち約60%には未成年の子供がいる。現在の法制度の下では、離婚時に未成年の子供がいる場合、父親か母親の一方を親権者と定める単独親権を採用しており、協議によらず裁判所が親権者を定める場合には監護の継続性が重視され、現にどちらが監護しているかが基準の1つとなっている。

このため、親権や監護の権利を取得しようと、婚姻中において、相手の同意を得ずに子供を連れて別居し、その後の面会交流を拒否するなど、我が子との交流が一方向的に絶たれる事例が多発している。

夫婦が別居・離婚した場合に最も大きな影響を受けるのは子供である。各家庭の事情に応じて、離婚後に養育費が確実に支払われることや面会交流が適切に実施されることは、子供の健やかな成長と未来のために非常に重要である。

しかしながら、別居・離婚した者の間には感情的な対立が存在する場合もあり、引き続き両者が協力した形で子育てを実現することは簡単なことではない。

子供にとって最善の利益の実現に向けて、どのような法制度が望ましいかを議論するために、現在、民間有識者、法務省、厚生労働省や最高裁判所等が参加する家族法研究会において、親権の概念を整理した上で、離婚後の子供の養育の在り方などについて検討が行われているところである。

よって国においては、子供の人権や利益を最優先し、別居・離婚後の子供の適切な養育環境を確保するため、適切な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

民間建築物に係るアスベスト調査及び除去等工事に関する補助の
継続を求める意見書（案）

建築物に使用されている吹きつけアスベスト等は、経年劣化や損傷などによって飛散し、建物利用者が飛散したアスベストを吸い込むことによって肺がんや中皮腫等の健康被害につながるおそれがあると言われている。そして、アスベストの大半は建材に使用されていたが、平成18年の労働安全衛生法施行令の改正により製造や使用等が全面禁止され、同年の建築基準法の改正で、新築時の吹きつけアスベスト等の使用を禁止するとともに、既存建築物の増改築、大規模修繕や模様替え時に吹付アスベスト等の除去等の対策を行うことが義務付けられた。

国の推計によると、昭和31年から平成18年までの間に建築された民間建築物にアスベストが使用されている可能性があり、令和10年前後に解体のピークが訪れるとされることから、国は、民間建築物におけるアスベスト調査及び除去、封じ込め等の工事に対する補助（以下「調査及び除去等工事費補助」という。）を行ってきたが、現在の調査及び除去等工事費補助は令和2年度末で終了となっている。

一方、平成31年12月国の調査結果によれば、昭和31年から平成元年までに施工されたおおむね1000平方メートル以上の民間建築物は約26万2000棟で、そのうち約2万棟についてはアスベストに係る安全性が確認されていない。また、市内に300平方メートル以上の対象建築物は令和2年9月14日時点で8207棟あり、そのうち397棟の安全性が確認されていない状況である。

このような状況において、令和2年度末で調査及び除去等工事費補助が終了すると、アスベストに係る安全性が確認されないまま放置される民間建築物が生じるおそれがあり、このような民間建築物が老朽化し、または解体等されれば、アスベストの飛散によって作業員や周辺住民に健康被害を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、アスベストによる健康被害の重大性に鑑み、調査及び除去等工事費補助を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

外国資本による土地売買の規制に関する法整備を求める意見書（案）

我が国の大切な資産である土地の売買に関して、外国人や外国法人が何の制限もなく日本人と同様に土地を所有できることとなっている。近隣のアジア諸国では、地域を限定したり事前許可制としたりするなどの制限を課している国もある。

令和2年5月に林野庁が出した報道発表資料「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」によると、国内各地で外国資本等による土地取得の事例が数多く確認され、その利用目的が不明・未定でも売買されている状況であることが示されている。さらに、森林法で守られているはずの森林が宮城県をはじめとして三重県、北海道に続き静岡県でも自治体に無届けで伐採されており、そのような中、伐採後に土砂災害が起こった箇所もあると報道されている。

本市は、全国2位の面積を有し、自然豊かな森林は木材・水資源の確保、土砂災害の防止にも有効な資源となっている。また、航空自衛隊浜松基地周辺に外国人または外国資本が所有する土地はどのくらいあるのか、また、所有の目的についても把握できていない状態である。

我が国では、1925年に公布された外国人土地法が、外国人に対する土地の所有の規制に関する法律として存在するが、戦後一度もこの法律に基づく土地の指定や売買の規制が行われたことはない。また、同法が相互主義を採用しているなど、今日における国際的な経済活動の実情には適さない状況となっている。

よって、国においては我が国の安全保障と大切な資産である国土を保全する観点から、外国資本による土地の取引に関する規制や、土地の管理体制を構築するための法整備を早急に図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

建設残土の不適切な処理に対する法的措置を求める意見書（案）

主に建設工事に伴い発生する土砂（以下、建設残土という。）は、発生現場内や他の建設工事等において有効に利用されている一方で、一部において山林等への投棄など不適切な処理が行われ、土砂崩れ、粉じんの飛散、生態系の破壊などの社会問題となっており、広大な中山間地域を持つ本市においても山林等へ建設残土が投棄される懸念がある。加えて、土地所有者が建設残土処分業者から話を持ちかけられて安易に土地を貸してしまう懸念や、天竜川の上流部に当たる長野県で残土の不適切な処理が行われ水質汚染が発生する懸念もある。

そもそも建設残土は自然物であり、有用物としての利用可能性があることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「土砂およびもっぱら土地造成の目的となる土砂に準じるもの」は「廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない」と一括適用除外されている。このため、排出者が明確な責任を負うことなく、排出から処分に至るフローが管理されることなく、山林等に安易に埋め立てられてきた時代があった。その後、森林法や砂防法などの法令により、土地の形質変更について規制が行われ、国等が行う公共事業では指定処分が徹底されているものの、一部の地方公共団体においてはいまだに自由処分を行っており、発注者が知らないうちに悪質な受入地に搬入されている可能性が否定できない場合もある。建設残土の不適切な処理は既存法では十分な対応ができないため、問題が生じた地方自治体は土砂条例や残土条例と言われる条例や要綱を制定して対応してきたが、それでも建設残土の不法投棄は後を絶たない状況にあり、発生者並びに排出事業者の責任が問える法整備を行うことが求められている。

よって、国においては、建設残土の不適切な処理を直接規制する法制度を早急に整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援策の強化を求める意見書（案）

近年、経営者の高齢化、後継者不在により黒字経営でも廃業する事業所が増加し、承継されるべき雇用や技術・知識が途絶える傾向にある。

本市においても、近年のこうした状況を改善するため、市内の中小企業に対し、支援機関と連携した事業承継に関する初期の相談支援事業を実施しているが、中小企業経営者の高齢化が進む一方で、親族や従業員など具体的な後継者が決まっていない等、事業継続についての準備が進んでいない現状がある。

また、本年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国の経済が大きな打撃を受け、混乱が生じており、今後、事業承継がなされずに廃業する事業所のさらなる増加が予想される。

中小企業には、ウィズコロナ期において、自社の業務プロセスの抜本的な見直しや、新製品・新サービスの開発、事業ドメインの再構築など新しい取組を進め、地域産業に欠かすことができない技術と価値ある事業を円滑に次代につなぐことが求められている。

よって、国においては、中小企業が新型コロナウイルス感染症の影響で日々の事業活動に追われる中で、事業承継にさらなる遅れを生じさせないために、下記の事項について必要な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 事業承継税制の認知度向上に向けた周知を強化すること。
- 2 事業承継税制の適用対象について、後継者に係る役員就任要件の撤廃及び外国子会社株式を対象化すること。
- 3 事業の成長を目的とした第三者承継を後押しする税制の拡充など、第三者承継を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

災害を受けた中山間地域の生活維持に関する対策の推進を求める意見書（案）

近年、気候変動の影響もあり、全国各地で大規模な地震や記録的な集中豪雨等による甚大な被害が相次ぎ、「数十年に一度」や「想定外」と言われる大規模な自然災害が懸念されている。

このため、国においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、地方もこれを活用することで、特に緊急に実施すべき対策を集中的に進めることができているが、激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保するためには、防災・減災対策のさらなる強化は不可欠である。

本市は、日本で2番目に広い市域と、天竜川をはじめとした長大な河川等を有し、市域の約7割弱が脆弱な地質から成る中山間地であるため、洪水や土砂災害等の自然災害リスクが非常に高く、豪雨等による道路崩壊が数多く発生していることから、河川改修や土砂災害対策などが強く望まれている。

特に、本年10月に発生した天竜区龍山町における道路の崩落では、迂回路として約60kmに及ぶ道路区域が設定され、地域住民の時間的、経済的負担は非常に大きいものとなっている。

また、安全・安心な道路交通を確保するための道路整備に加え、急速に劣化が進むインフラ施設の老朽化対策の充実が強く求められている。

よって、国においては、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための防災・減災対策や、インフラ施設の老朽化対策を重点的かつ継続的に実施できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の終了後も引き続き必要な予算を確保するとともに、特に、中山間地域の道路整備の推進、併せて道路崩落により日常生活の中で長距離の迂回を強いられる住民の負担軽減に向けた災害復旧費に関する補助制度の拡大及び地方自治体の財政負担軽減のための必要な措置を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

犯罪被害者支援の充実を求める意見書(案)

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、いまだ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策はいまだに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残しており、国は、犯罪被害者の権利に対応して、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っている。

よって、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 犯罪被害者等補償法を制定して、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターが、各都道府県に最低1か所は設立されるよう、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書(案)

本年10月24日、ホンジュラスの批准によって核兵器禁止条約の発効に必要な50か国・地域の批准を達成し、署名は84か国になり、90日後に発効することが確定した。これによって、歴史上初めて核兵器を違法化する国際条約が2021年1月に始動することになった。ICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)がノーベル平和賞を受賞したことも併せ、今世界では、“核兵器禁止条約の発効から核兵器廃絶へ”という声が大きく広がっている。

国が核兵器禁止条約に消極的な態度を取る中、国内では、国に対し核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の意見書が495件(全自治体の28%)に達し、また、世論調査でも7割を超える国民が「日本は禁止条約に参加すべき」と答えているように、核兵器禁止条約に不参加を表明してきた国の対応の転換が求められている。

広島・長崎の原爆被爆から75年。今こそ世界で唯一の戦争被爆国である我が国が、世界と国内の多数の声に応じて、速やかに核兵器禁止条約に署名・批准を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

日本学術会議会員の任命拒否撤回を求める意見書（案）

政府は本年10月1日、日本学術会議新会員の任命に当たり、同会議が推薦した会員候補105名のうち6名の任命を拒否した。このことは日本学術会議法（以下、法という。）に違反するばかりか憲法の学問の自由に反する重大な問題である。

日本学術会議は法前文において、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と連携して学術の進歩に寄与することを使命と」するという崇高な理念のもとに設立された。

法第3条では、政府から独立して職務を行うとし政府からの介入を受けることなく、法第5条において、科学の振興や研究成果の活用、行政への反映などを政府に勧告することができることとされている。

会員については法第7条第2項において、法第17条により、優れた研究または業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、推薦に基づいて内閣総理大臣が任命するものとなっている。任命は形式的なものであり、発足以来拒否されたことはなく、今回の任命拒否は、極めて恣意的であると言わざるを得ない。

10月26日に召集された臨時国会においても、総合的・俯瞰的に多様性を考慮して任命したというのみで、任命拒否の理由を何ら説明できず国民の不信感は増すばかりであり、10月30日現在、670もの幅広い団体が抗議の声明を出している。

よって、国においては、任命拒否撤回を行い、直ちに新会員候補の6名を任命することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。